

関東信越税理士会 熊谷支部 11 月例会次第

日時 令和5年11月8日(水)
午前10時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

(1) 10月 6日(金)	関係機関との協議会・例会	於	ホテルガーデンパレス
(2) 10月 6日(金)	例会・研修会	於	ホテルガーデンパレス
(3) 10月 11日(水)	第41回親睦野球・ソフトボール大会	於	大宮けんぽグラウンド
(4) 11月 1日(水)	正副支部長・地域長会議	於	支部事務局
(5) 11月 1日(水)	綱紀監察協議会	於	熊谷税務署
(6) 11月 1日(水)	書面添付協議会	於	熊谷税務署
(7) 11月 1日(水)	熊谷税務署との協議会	於	熊谷税務署
(8) 11月 6日(月)	大里地区租税教育推進協議会 役員会	於	熊谷税務署

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 関係機関との協議会・例会
日時 11月8日(水)午前10時30分～11時30分
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 研修会
日時 11月8日(水)午後1時00分～5時00分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 「顧問先とその家族を対象とした財産の相続・贈与のこれからの在り方」
－沿革や相続税・贈与税改正を念頭に置いて－
講師 岩下忠吾先生 東京税理士会所属
- (3) 農業青色申告会との協議会
日時 11月9日(木)午後2時00分～
場所 JAくまがや本店
- (4) 「税を考える週間」税理士による無料相談
日時 11月13日(月)午前9時30分～
場所 熊谷市立商工会館
- (5) 歩け歩け大会2023
日時 11月15日(水)
場所 秩父札所巡り(33番、34番)
- (6) 令和5年度納税表彰式
日時 11月17日(金)午後3時00分～
場所 熊谷文化創造館さくらめいと「月のホール」
- (7) 第44回親睦チャリティーゴルフ大会
日時 11月17日(金)
場所 久瀬カントリークラブ
- (8) 関東信越税理士国保組合 RIZAP ウェルネスプログラム
日時 11月18日(土)午前10時～
場所 国保組合 保健センター
- (9) 第33回学術研究討論会
日時 11月20日(月)午後1時00分～
場所 大宮ソニックシティ 2階小ホール
- (10) 正副支部長・地域長会議
日時 12月6日(水)午後2時30分～
場所 支部事務局
- (11) 熊谷税務署との協議会
日時 12月6日(水)午後3時45分～
場所 熊谷税務署

(12)熊谷法人会青年部との研修会

日時 12月6日(水)午後5時00分～7時00分

場所 マロウドイン熊谷

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

旭日中綬章 飯島賢二会員

支部推薦

熊谷市監査委員

富井晴夫会員

熊谷市固定資産評価審査委員会委員 中村武司会員

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

《新規入会》

四分一和徳 (令和5年10月18日新規登録) 税務支援対策部・青年部

〒360-0042 熊谷市本町2-136 渡辺 保税理士事務所

TEL 521-5350 FAX 525-3750

熊谷支部 会員数166名

6. 次回例会予定

日時 12月13日(水) 午後4時00分～5時00分 関係機関との協議会・例会
午後5時00分～7時00分 忘年会

場所 ホテルガーデンパレス

7. 次回研修会予定

日時 12月13日(水)

場所 ホテルガーデンパレス

内容 午後1時30分～2時20分 RIZAP ウェルネスプログラム・導入編(オンデマンド形式)

午後2時30分～4時00分 税理士法・書面添付

場所 ホテルガーデンパレス

講師 熊谷税務署 総務課長 小高剛樹氏

法人課税第一部門統括官 山口克彦氏

単位 3単位

*バス 午後1時10分 熊谷駅南口

8. ホームページ

熊谷支部 パスワード:kuma2012 <http://www.kumazei.or.jp>



県連 ユーザー名:member パスワード:skenren3111. ※半角12文字、最後にドット(.)あり

日税連 ユーザー名・パスワード共に: taxnz

本会 ユーザー名・パスワード共に: kzei0223

税理士協同組合 ユーザー名:zei パスワード:szeikyo3111

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。

9. その他

*今後の例会日日程を掲載しました。(令和5年11月現在)

*予定ですので変更になる場合もあります。

1月例会	1月10日(水)	午前 9時30分～
2月例会	2月7日(水)	午前10時30分～
3月例会	3月27日(水)	午後 2時00分～

納税証明書交付手数料の 窓口での納付方法が変わりました！



県税事務所、自動車税事務所(支所含む)の窓口でのお支払

納税証明書交付手数料のお支払は、キャッシュレス決済で！

クレジット/デビットカード

電子マネー

※ PiTaPaを除く

コード決済

令和6年1月からは現金でのお支払は金融機関等でのお手続になります。

* 県税事務所等の窓口での現金納付は令和5年12月28日で終了します。

金融機関

コンビニエンスストア

埼玉県収入証紙

- ご購入は令和5年12月28日まで
- ご利用は令和6年3月29日まで



県の電子申請・届出サービスから、納税証明書の交付請求ができるようになりました。

個人事業税、法人県民税・法人事業税、不動産取得税および自動車税(種別割)の納税証明書が、県の電子申請・届出サービスから交付請求できるようになりました。

電子申請することで、県税事務所等に出向くことなく、郵送で納税証明書を受け取ることができます。

<電子申請できる証明書>

税額の証明、滞納額がないことの証明

<申請できる方>

納税者本人のみ ※代理人による交付請求はできません。

<手数料の納付方法>

クレジットカード決済(Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club)又はPay-easy(ペイジー)

クレジットカードは窓口より多くのブランドを使えます！

詳しくは、県のホームページ「納税証明書について」をご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-nouzeisyomei-a.html>

問合せ先:埼玉県総務部税務課 納税・管理担当 048-830-7606



※なお、県の税金については、令和6年1月4日以降も現金でお支払いいただけます(自動車税事務所支所を除く)。

納税証明書の交付窓口

事務所名等	所在地	電話番号
さいたま県税事務所	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5	048-822-5131
川口県税事務所	〒332-0035 川口市西青木 2-13-1	048-252-3571
上尾県税事務所	〒362-8527 上尾市大字南 239-1	048-772-7111
朝霞県税事務所	〒351-0025 朝霞市三原 1-3-1	048-463-1671
川越県税事務所	〒350-1124 川越市新宿町 1-17-17 ウェスタ川越公共施設棟 3階	049-242-1801
所沢県税事務所	〒359-8585 所沢市並木 1-8-1	04-2995-2112
飯能県税事務所	〒357-8502 飯能市双柳 353	042-973-5612
東松山県税事務所	〒355-0024 東松山市六軒町 5-1	0493-23-8946
秩父県税事務所	〒368-0042 秩父市東町 29-20	0494-23-2120
本庄県税事務所	〒367-0026 本庄市朝日町 1-4-6	0495-22-6153
熊谷県税事務所	〒360-8501 熊谷市末広 3-9-1	048-523-2805
行田県税事務所	〒361-8503 行田市本丸 2-20	048-556-5067
春日部県税事務所	〒344-8555 春日部市大沼 1-76	048-737-2110
越谷県税事務所	〒343-8503 越谷市越ヶ谷 4-2-82	048-962-2191
自動車税事務所	〒330-0844 さいたま市大宮区下町 3-8-3	048-658-0224
自動車税事務所大宮支所	〒331-8580 さいたま市西区中釘 2152	048-623-0600
自動車税事務所熊谷支所	〒360-0844 熊谷市御稜威ヶ原 701-5	048-532-8011
自動車税事務所所沢支所	〒359-0026 所沢市牛沼 690-1	04-2998-1321
自動車税事務所春日部支所	〒344-0042 春日部市増戸 752-5	048-763-4111

令和5年11月8日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
支 部 長 中野敦夫
副 支 部 長 中村武司
地 域 長 森戸 裕
綱紀監察部長 安原宣彦
業務対策部長 蛭川高鋭
研修部長 林 正浩

税理士会36時間規定研修 令和5年度例会時支部研修会のご案内

拝啓 菊薫る今日このごろ、会員の先生方におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて研修会を開催いたしますので、何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員の皆様にご出席頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 令和5年12月13日（水）午後2時30分～4時00分
受付 午後1時00分～
場所 ホテルガーデンパレス
内容 『税理士法』
『書面添付』
講師 熊谷税務署総務課長 小高剛樹氏
法人課税第一部門統括官 山口克彦氏
対象 税理士会会員
バス 午後1時10分に熊谷駅南口よりバスが出ます
単位 2単位 受講カードを忘れないようにして下さい

令和5年12月13日の支部研修会出席者

会員 _____ 会員 _____

会員 _____ 会員 _____

※ 支部からの研修資料の配布がない時は返信不要になりました

令和5年11月8日

支部会員各位

関東信越税理士会熊谷支部

支部長 中野敦夫

副支部長 中村武司

研修部長 林 正浩

関東信越税理士国民健康保険組合熊谷支部

支部国保長 増田俊樹

健康セミナーの開催について

～医療より予防、予防より健康づくり、健康こそ財産！！～

平素は熊谷支部国保事業に対しまして、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

この度、関東信越税理士国民健康保険組合との共催で下記要領にて「健康セミナー」を実施いたします。つきましては、多数の参加をお待ち申し上げております。

また、当事業は当組合と RIZAP のタイアップ事業ですので奮ってご参加ください。

加えて、このセミナーは組合員以外の会員も参加可能です。

記

1.開催日時 令和5年12月13日(水) 午後1時30分開始 (受付 午後1時)
バス 熊谷駅南口 1時10分発

2.開催場所 ホテルガーデンパレス

3.申込方法 下記申込書にて、11月24日(金)までに、FAXで申込ください。

4.対象者 生活習慣を振り返りたい方、健康的な食事の知識を身に付けたい方、
日常生活で気軽にできる運動を身に付けたい方、目標設定の効果的な方法を身に
付けたい方、健康習慣を定着させるための秘訣を伝授

-----切り離さずこのまま FAX をお願いします-----

健康セミナー参加申込書

私は上記 RIZAP とのタイアップ「健康セミナー」に

参加します

参加しません

どちらかを○で囲んでください

国保組合に加入しているか(任意)

加入している

加入していない

不明

会員名 _____

FAX 番号 521-9612 ※前回、FAX 済みの方は結構です。

令和5年11月8日

会 員 各 位

支部長 中野敦夫
綱紀監察部長 安原宣彦

税理士法及び会則遵守について

会員の皆様におかれましては、税理士法・会則等を今一度読み返し、自らの業務の公共性と職責の重要性を改めて認識の上、厳正な綱紀の保持に努められるとともに、適正に業務を遂行されるよう切望いたします。

1 税理士・税理士法人に対する懲戒処分等について

税理士・税理士法人に対する懲戒処分等件数〈国税庁ホームページ〉（単位：件）

会計年度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
処分等件数	51	43	22	21	13
禁止	9	14	4	5	4
停止	42	29	18	16	9
戒告	0	0	0	0	0

2 税理士・税理士法人に対する懲戒処分等について

（令和5年9月29日現在〈国税庁ホームページ〉関東信越税理士会処分税理士抜粋）

長野県 A税理士 故意による不真正税務書類の作成及び帳簿作成義務違反
処分の内容：令和4年6月15日から1年5月の税理士業務の停止
（官報掲載：令和4年6月30日）

埼玉県 K税理士 故意による不真正税務書類の作成及び信用失墜行為（自己脱税）
処分の内容：令和3年6月16日から税理士業務の禁止
（官報掲載：令和3年6月30日）

栃木県 H税理士 故意による不真正税務書類の作成
処分の内容：令和5年6月28日から7月の税理士業務の停止
（官報掲載：令和5年7月14日）

令和5年 書面添付制度に関するアンケート集計（熊谷支部）

1. 書面添付をしたことがありますか。

- ① ある 19人 ②ない 10人

2. あると答えた方 税目は何ですか（複数回答可）

- ① 法人税 14人 ②所得税 6人 ③消費税 7人 ④相続税 12人 ⑤贈与税 1件

3. 普段の申告業務全体のうち、書面を添付している割合はどれくらいですか。

- ①60%以上 5人 ②40～50% 5人 ③30% 1人 ④20% 0人 ⑤10% 5人 ⑥ゼロ 10人

4. 上記1. で、「ない」と応えた方、又は積極的にはされていない方。何故、書面添付をしないのですか。（複数回答可）

- ① 時間がない 7人 ②添付するメリットが無い 3人 ③内容に責任を負えない 4人
④わざわざ情報を提供する必要はない 2人 ⑤何を書くかよくわからない 1人
⑥その他 （コスト的に合わない）

5. 書面添付制度は、当局に言われてやる義務ではなく、我々税理士に付与された（税理士法改正により勝ち取った）申告書に説明書き等を添付することができるという権利であるということを知っていましたか。

- ① 知っている 27人 ②知らなかった 2人

6. 上記1で「ある」と答えた方 意見聴取を受けて調査省略になった割合はどれくらいですか。
100% 1人、80% 1人、66% 1人、50% 4人、40% 1人、30% 1人、20% 1人、ゼロ 4人

7. 上記1で「ある」と答えた方 書面添付をするメリットはどこにあると感じていますか。（複数回答可）

- ① 意見聴取により調査省略 12人 ②税理士の責任範囲の明確化 7人 ③申告内容の適正化 10人
④納税者や金融機関との信頼関係向上 4人 ⑤作成者（税理士及び職員）の実力向上 8人

8. 書面添付制度の以下の事項に関し、ご自身の意見、当局への要望等、お考えをご記入下さい。

○ 書面添付制度について

添付賛成派の意見

書面添付制度は、添付書面に確認書類等を記載することにより、税理士にとっては、その責任の範囲が明確となり、税務署にとっては、税理士がどこまで確認しているのかを把握でき、双方にとって有用な制度である。

良好な書面添付がされている場合は、調査移行する場合でも、調査日数を短縮するなど効率化を検討して欲しい。現状は意見聴取の為の時間が調査日数にプラスされる形となり、むしろ対応が必要な時間が増えている場合が少なくない。

時間的に厳しいので申告期限後の事後提出などを認めてもらえれば有難い。

添付反対派の意見

制度が普及しない理由の1つとして、書面に誤り（結果的に事実と違った）があった場合には、懲戒処分等ペナルティを受ける可能性があると考えている税理士もいるようである。また記載内容が十分でなかったり、書面添付を取りやめた場合は、かえって疑念を持たれるような気がする。

簿外取引や架空・水増経費などが行われていた場合、それらを認識していない税理士が記載している以上、どんなに詳細に記載したところで限界がある。

添付件数を増やすことは重要であるが、税務当局からすれば内容に乏しいあるいは的外れな記載が多いと、かえって業務効率が落ちるのではないかと思う。

○ 添付書面の記載内容について

添付賛成派の意見

過去に調査で指摘された点や、自分が調査官であれば気になるであろうところを事前に記載しておくとともに、その期に特殊な事情があり説明を要するであろうと思われる点を中心に記載している。

書面に記載してほしい論点や、過去に調査省略となった記載例などを研修会等で具体的に教えてほしい。また、業種別の記載例を更に増やすなど、税務当局としても、書面添付制度が普及されるような取組をしてほしい。

相続税や譲渡所得税等、難解もしくは説明を必要とする申告案件のみに限って書面添付を行っている。税務署側が疑問に思うところ、見解の相違があると税額に響くであろう箇所について、もれなく記載するようにしている。ある程度常識的な話は、省いても良いと思う。特に判断を要したところ、納税者からの質問内容等をきちんと記載すべきと考えている。特に相続税については被相続人の人生において経済的状況や背景が分かるように、くまなく書きます。

添付反対派の意見

記載事例は、素晴らしすぎ、このような全ての論点を漏れなく記載しなければならない書面を書くのは時間的、能力的に難しいと敬遠している会員も少なからずいるのではないかと感じた。また記載内容に責任を持てるほど、深く関与していないし、保証もできない。そのため添付はしないという意見もある。個人的には有用な事項が1つでも2つでも書かれていれば、それで立派な書面と考えるが、その理解が間違っていなければ、課税庁からもその辺を伝えたらもう少し件数が増えるのではないか。

○ 意見聴取について

添付賛成派の意見

適正な申告書を作成しているつもりだが、指摘を受けることはあるので、その際に税理士が先に答えるなり、意見を言える意見聴取の制度は良いと思う。また意見聴取の際に税務署の観点や主張を聞くことができ、実際調査省略になるケースもあるので有意義と感じる。

コロナ禍において、税務署訪問ではなく、電話で対応して頂き、時間の節約になった。オンラインでもできるだろうし、このようなやり方は今後も増やしていただきたいと思った。

添付反対派の意見

意見聴取の結果で实地調査の以降の是非を決めているとは思えない、調査ありきの意見聴取を受けたと感じたことがあり、そのような場合には意見徴収は結果的に双方にとって時間の無駄になってしまい、意見聴取と調査と二度手間になってしまう。聴取前に調査に移行すると判断しているのであれば、意見聴取は実施せず、直接調査を実施するよう改正した方がよいという意見もある。

また疑問点を明確にして聴取して欲しいと考えているが、そうではない場合もあり、何を知りたくて意見聴取を行っているのか、こちらはよくわからない場合もあった。意見聴取で事前に疑問点を明確に通知して頂いたり、追加資料の請求で対応したりと、せっきくの意見聴取を尊重する取扱いを期待したい。

課税庁にとって有用な書面を書く必要があるのはもちろんだが、調査省略の比率を高めなければ、結果的に普及するのは難しいと感じる。

熊谷支部事務局併設税務相談当番表

当番月日	当番会員名	備考
1 1月 16日(木)	萩原美明	
1 1月 20日(月)	濱野高志	
1 1月 27日(月)	福島繁夫	
1 1月 30日(木)	横村啓訓	
1 2月 4日(月)	松本浩之	
1 2月 7日(木)	新井弘貴	
1 2月 11日(月)	小林賢一郎	
1 2月 14日(木)	小室真一	
1 2月 18日(月)	深田義樹	
1 2月 21日(木)	山本文子	
1 2月 25日(月)	吉橋理沙	
1月 11日(木)	吉田 厚	
1月 15日(月)	井口大輔	
1月 18日(木)	岡本祐一	
1月 22日(月)	曾根和也	
1月 25日(木)	吉留良平	
1月 29日(月)	渡辺 保	
2月 1日(木)	渡辺雅江	
2月 5日(月)	天笠裕司	
2月 8日(木)	久米真理子	
2月 15日(木)	櫻澤 敦	
2月 19日(月)	清水茂昭	

*電話相談になっています。午後1時30分～4時。

*原則として予約制のため、予約の無い場合は事務所待機にて対応してください。

埼税協熊谷地域 11 月例会

令和 5 年 11 月 8 日 (水)

<会務報告>

令和 5 年 10 月 13 日 (金) SOMPOひまわり生命との協議会
15 : 30 ~ パレスホテル大宮

令和 5 年 10 月 23 日 (月) あんしん財団業務推進会議
18 : 00 ~ はっかい

令和 5 年 10 月 24 日 (火) 提携企業との懇親会
16 : 00 ~ パレスホテル大宮

<会務予定>

令和 5 年 11 月 21 日 (火) ストライク業務推進協議会
15 : 30 ~ パレスホテル大宮

<提携企業インフォメーション>

- ・日税不動産情報センター
- ・メットライフ生命
- ・朝日生命保険